

# 固定資産の縦覧が始まりました

平成21年度の土地・家屋の価格が決定しましたので、  
4月1日から固定資産の縦覧ができます。

## 【縦覧場所】

- 武雄市役所税務課課税係
- 山内支所総務課
- 北方支所総務課
- ※武雄市内すべての固定資産について、本庁及び支所の税務係で縦覧できます。

## 【縦覧内容】

### （縦覧帳簿記載事項）

- 土地価格等縦覧帳簿  
土地の所在・地番・地目  
地積・価格
- 家屋価格等縦覧帳簿  
家屋の所在・家屋番号  
種類・構造・床面積・価格
- ※非課税・課税免除・免税点未満の物件は縦覧の対象ではありません。
- ※いずれも個人情報保護のため、所有者名・納税義務者名は、記載していません。

## 【縦覧できる方】

固定資産税を納めている方  
※ただし、土地に対する固定資産税のみ納税されている方は、家屋価格等縦覧帳簿は縦覧できません。  
また、家屋に対する固定資産税のみ納税されている方（借地・借家人等を除く）も、土地価格等縦覧帳簿は縦覧できません。

## 【縦覧期間】

平成21年4月1日（水）から6月30日（火）まで土曜・日曜・祝休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

## 【縦覧に必要なもの】

○納税通知書や課税明細書または本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・健康保険証等）

## （注意）

・代理人が申し込む場合は、委任状及び身分証明書が必要です。

縦覧制度をご利用ください



・法人が申し込む場合には、申請書に法人の代表者印の押印が必要です。

## 【縦覧の手数料】

縦覧の期間中は無料です。ただし、コピー等の交付はできません。

◎固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は地方税法第432条の規定により、価格等を登録し公示した日（4月1日）から納税通知書送達後60日までの間において固定資産評価審査委員会事務局（総務課安全安心係 電話（23）9315）に審査の申し出をすることができます。

平成21年度は、

3年に一度の評価替えの年です。

固定資産税の土地と家屋の評価額は、3年ごとに  
見直しを行います。縦覧制度は、納税者に価格を  
ご覧いただく制度です。ぜひ、ご利用ください。

## 固定資産税の税率が 平成21年度は、市内1.55%に統一

武雄市は、平成18年度から平成20年度までの3年間、合併前の旧市町ごとに固定資産（土地、家屋、償却資産）の税率が異なっていました。今年度は、1.55%に統一になります。（これまでは、武雄地区1.55%、山内、北方地区1.48%でした）

◎ 政策部税務課  
TEL (23) 930220



担当：一ノ瀬